

【医科・外来】 ホームページ等への掲載を要する事項

(2025年5月)

※掲示内容欄に特に記載がある場合を除き、自院のホームページを有しない場合にはweb掲示義務はありません。

	項目	掲示内容
1	保険医療機関である旨	保険医療機関の指定を受けていること。
2	近畿厚生局に届け出たすべての届出医療	届け出た施設基準の一覧。
3	明細書の発行状況に関する事項	明細書の発行状況 ※医療機関の状況により掲示内容は異なる。院内掲示例は「医療費の内容の分かる領収証及び個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書の交付について」(令和6年3月5日厚労省)で示されている。

＜保険外負担に関する事項＞

	項目	掲示内容
4	保険外併用療養費	保険外併用療養費の内容及び費用。
5	療養の給付と直接関係ないサービス等の費用徴収	サービス等の内容及び料金。 (予防接種費用、健診費用、訪問診療の交通費、物品代等)

＜外来診療の施設基準、算定要件等に関する事項＞

	項目	掲示内容
6	A000初診料、A001再診料、A002外来診療料の「情報通信機器を用いた診療」	情報通信機器を用いた診療の初診において向精神薬の処方を行わないこと。
7	初診料の「機能強化加算」	必要に応じ、以下のアからオの対応を行っていること。 ① 患者が受診している他の医療機関及び処方されている医薬品を把握し、必要な服薬管理を行うこと。 ② 専門医師又は専門医療機関への紹介を行うこと。 ③ 健康診断の結果等の健康管理に係る相談に応じること。 ④ 保健・福祉サービスに関する相談に応じること。 ⑤ 診療時間外を含む、緊急時の対応方法等に係る情報提供を行うこと。 ※自院のホームページ等がない場合でも、次の方法等による対応が必要。 ・自治体、地域医師会等のホームページ又は広報誌への掲載 ・医療機能情報提供制度等への掲載
8	初診料、再診料、外来診療料の「医療情報取得加算」	①オンライン資格確認を行う体制を有していること。 ②当該保険医療機関を受診した患者に対し、受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報を取得・活用して診療を行うこと。
9	初診料の「医療DX推進体制整備加算」	① 医師等が診療を実施する診察室等において、オンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を活用して診療を実施している保険医療機関であること。 ② マイナ保険証を促進する等、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいる保険医療機関であること。 ③ 電子処方箋の発行及び電子カルテ情報共有サービスなどの医療DXにかかる取組を実施している保険医療機関であること。 ※③は2025年9月30日まで経過措置あり。
10	再診料の「明細書発行体制等加算」	算定した診療報酬の区分・項目の名称及びその点数又は金額を記載した詳細な明細書を患者に無料で交付していること。 ※上記「3」の掲示でよい。
11	再診料の「地域包括診療加算」「地域包括診療料」	①健康相談及び予防接種に係る相談を実施していること。 ②当該保険医療機関に通院する患者について、介護支援専門員及び相談支援専門員からの相談に適切に対応することが可能であること。 ③患者の状態に応じ、28日以上長期の投薬を行うこと又はリフィル処方箋を交付することについて、当該対応が可能であること。
12	がん性疼痛緩和指導管理料の「難治性がん性疼痛緩和指導管理加算」	がん性疼痛の症状緩和を目的とした放射線治療及び神経ブロックをがん患者に提供できる体制。
13	「院内トリアージ実施料」	院内トリアージの実施についての説明。

14	「小児かかりつけ診療料」	小児かかりつけ医として以下の指導等を行っている旨 ①急性疾患を発症した際の対応の仕方や、アトピー性皮膚炎、喘息その他乳幼児期に頻繁にみられる慢性疾患の管理等について、かかりつけ医として療養上必要な指導及び診療を行うこと。 ②他の保険医療機関との連携及びオンライン資格確認を活用して、患者が受診している医療機関を全て把握するとともに、必要に応じて専門的な医療を要する際の紹介等を行うこと。 ③患者について、健康診査の受診状況及び受診結果を把握するとともに、発達段階に応じた助言・指導を行い、保護者からの健康相談に応じること。 ④患者について、予防接種の実施状況を把握するとともに、予防接種の有効性・安全性に関する指導やスケジュール管理等に関する指導を行うこと。 ⑤発達障害の疑いがある患者について、診療及び保護者からの相談に対応するとともに、必要に応じて専門的な医療を要する際の紹介等を行うこと。 ⑥不適切な養育にも繋がりがうる育児不安等の相談に適切に対応すること。
15	「外来腫瘍化学療法診療料1、3」	(外来腫瘍化学療法診療料1) ①以下の対応を行っていること。 ア 専任の医師、看護師又は薬剤師が院内に常時1人以上配置され、本診療料を算定している患者から電話等による緊急の相談等に24時間対応できる連絡体制が整備されていること。 イ 急変時等の緊急時に当該患者が入院できる体制が確保されていること又は他の保険医療機関との連携により緊急時に当該患者が入院できる体制が整備されていること。 ウ 実施される化学療法のレジメン(治療内容)の妥当性を評価し、承認する委員会を開催していること。 ②外来腫瘍化学療法診療料3を届け出た医療機関と連携体制を確保している場合には、連携保険医療機関の名称、所在地及び電話番号。 (外来腫瘍化学療法診療料3) 連携保険医療機関の名称、所在地及び電話番号。
16	「ハイリスク妊産婦共同管理料(Ⅰ)(Ⅱ)」	ハイリスク妊産婦共同管理を共同で行う保険医療機関の名称、住所及び電話番号(周産期医療ネットワークを介して患者を紹介し共同管理を行う場合は、周産期医療ネットワーク名)。
17	往診料の 「介護保険施設等連携往診加算」	介護保険施設等に協力医療機関として定められており、当該介護保険施設等において療養を行っている患者の病状の急変等に対応すること及び協力医療機関として定められている介護保険施設等の名称。
18	在宅患者訪問診療料(Ⅰ)、在宅患者訪問診療料(Ⅱ)、在宅がん医療総合診療料の 「在宅医療DX情報活用加算」	①医師が居宅同意取得型のオンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を活用して、計画的な医学管理の下に、訪問して診療を実施している保険医療機関であること。 ②マイナ保険証の利用を促進する等、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいる保険医療機関であること。 ③電子処方箋の発行及び電子カルテ情報共有サービスなどの医療DXにかかる取組を実施している保険医療機関であること。 ※③は2025年9月30日まで経過措置あり。
19	在宅時医学総合管理料・施設入居時等医学総合管理料の 「在宅医療情報連携加算」	連携体制を構築していること及び実際に患者の情報を共有している実績のある連携機関の名称等。
20	在宅患者訪問看護・指導料、同一建物居住者訪問看護・指導料、精神科訪問看護・指導料の 「訪問看護医療DX情報活用加算」	①看護師等が居宅同意取得型のオンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を活用して訪問看護・指導を実施している保険医療機関であること。 ②マイナ保険証の利用を促進する等、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取組を実施している保険医療機関であること。
21	「コンタクトレンズ検査料1～4」	①初診料及び再診料(許可病床のうち一般病床に係るものの数)が200以上の保険医療機関にあっては外来診療料)の点数。 ②当該保険医療機関又は当該保険医療機関と特別の関係にある保険医療機関において過去にコンタクトレンズ検査料が算定されている場合には、再診料を算定する旨。 ③当該保険医療機関において算定するコンタクトレンズ検査料の区分の点数。 ④当該診療日にコンタクトレンズ診療を行っている医師の氏名及び眼科診療経験以上の項目について、患者の求めがあった場合には、説明を行う旨。
22	処方料の 「外来後発医薬品使用体制加算1～3」	医薬品の供給が不足した場合に、医薬品の処方等の変更等に関して適切な対応ができる体制に関する事項、並びに医薬品の供給状況によって投与する薬剤が変更となる可能性があること及び変更する場合には患者に十分に説明すること。
23	処方箋料の 「一般名処方加算1・2」	医薬品の供給状況や、令和6年10月より長期収載品について医療上の必要性があると認められない場合に患者の希望を踏まえ処方等した場合は選定療養となること等を踏まえつつ、一般名処方の趣旨を患者に十分に説明すること。
24	手術の通則の5及び6に掲げる手術	区分ごとの前年(1月から12月まで)の手術件数。

【医科・入院】 ホームページ等への掲載を要する事項

(2025年5月)

※掲示内容欄に特に記載がある場合を除き、自院のホームページを有しない場合にはweb掲示義務はありません。

項目	掲示内容
保険医療機関である旨	保険医療機関の指定を受けていること。
近畿厚生局に届け出たすべての届出医療	届け出た施設基準の一覧および入院時食事療養(Ⅰ)または入院時生活療養(Ⅰ)の基準について届け出た事項。
明細書の発行状況に関する事項	明細書の発行状況。 ※医療機関の状況により掲示内容は異なる。院内掲示例は「医療費の内容の分かる領収証及び個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書の交付について」(「保険診療便覧」P25～)で示されている。
DPC/PDPS算定病院	DPC/PDPS算定病院であること。

< 保険外負担に関する事項 >

項目	掲示内容
保険外併用療養費	保険外併用療養費の内容及び費用。
特別メニューの食事を提供	メニュー及び費用。
療養の給付と直接関係ないサービス等の費用徴収	サービス等の内容及び料金 (予防接種費用、健診費用、訪問診療の交通費、物品代等)

【入院診療の施設基準、算定要件等に関する事項】

項目	掲示内容
入院基本料に関する事項	入院基本料の届出の概要(看護要員の対患者割合、看護要員の構成)。傾斜配置している場合は各病棟の配置状況。
ハイリスク分娩等管理加算の「ハイリスク分娩管理加算」	1年間の分娩実施件数、配置医師数及び配置助産師数。
ハイリスク分娩等管理加算の「地域連携分娩管理加算」	1年間の分娩実施件数、配置医師数、配置助産師数及び連携している保険医療機関。
「後発医薬品使用体制加算1～3」	入院及び外来において後発医薬品(ジェネリック医薬品)の使用を積極的に行っていること。
「バイオ後続品使用体制加算」	入院及び外来においてバイオ後続品の使用に積極的に取り組んでいること。
病棟薬剤業務実施加算の「薬剤業務向上加算」	調剤、病棟薬剤業務、チーム医療、医薬品情報管理等を広く修得できる研修プログラム。
「地域医療体制確保加算」 (時間外等が長時間の医師がいる場合)	1年間の時間外・休日労働時間が下記の通りでない対象医師がいる場合において、その理由、改善のための計画 ① 令和6年度においては、1785 時間以下 ② 令和7年度においては、1710 時間以下
「協力対象施設入所者入院加算」	介護保険施設等に協力医療機関として定められており、当該介護保険施設等において療養を行っている患者の病状の急変等に対応すること及び当該介護保険施設等の名称。

— お問い合わせは TEL:078-393-1803 まで(平日10時～12時/14時～16時)—